

後期高齢者医療制度の見直し等に関する動き

後期高齢者医療制度見直しに関する経緯

《平成20年3月まで 旧老人保健制度》

問題点

- ・高齢者と現役世代の負担関係が不明確
- ・加入制度や市町村により保険料額に高低 等

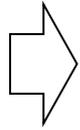
→このため、75歳以上を独立とした後期高齢者医療制度施行（平成20年4月～）

《平成20年4月～ 後期高齢者医療制度》

施行当初は、本制度に対する批判も集中したが、運用面で可能な限り対応済。当初の混乱は現在のところ収束している。

施行時における批判等

- ・制度の周知と説明不足
- ・高齢者自身による保険料負担
- ・保険料の年金天引き
- ・加入する制度を年齢で区分



対応等

- ・広報や住民説明会の開催等による周知の徹底
- ・保険料軽減の特例措置
- ・保険料の納付方法選択制の導入
- ・75歳以上に着目した診療報酬の廃止

高齢者医療制度改革会議

《平成21年11月～平成22年12月》

後期高齢者医療制度廃止後の新たな制度の具体的なあり方について検討を行うため、厚生労働大臣の主宰による会議として平成21年11月に設置され、14回にわたり開催。平成22年12月に提言のとりまとめを行った。（民主党政権）

○最終とりまとめ

1. 制度の基本的枠組み
→後期高齢者医療制度は廃止し、国保に一本化
2. 国保の運営のあり方
→第一段階で75歳以上について都道府県単位の財政運営とし、第二段階で全年齢について都道府県化

※公費・現役世代・高齢者の負担割合の明確化、都道府県単位の財政運営といった現行制度の利点はできるだけ維持しつつ、よりよい制度を目指すと考えられた。

社会保障・税一体改革

《平成23年6月》

政府・与党社会保障改革検討本部が「社会保障・税一体改革成案」を決定

《平成23年12月》

社会保障審議会医療保険部会で「議論の整理」

《平成24年2月 社会保障・税一体改革大綱（閣議決定）》

- ・高齢者医療制度改革会議の提言等を踏まえ、高齢者医療制度の見直しを行う。
- ・平成24年通常国会に後期高齢者医療制度廃止に向けた見直しのための法案を提出する。

《平成24年5月 民主党厚生労働部門会議が「見直しの骨子」を決定》

改革会議とりまとめに基づき、後期高齢者医療制度を廃止し、75歳以上の方に対する国民健康保険等の適用等の措置を講ずる。

《平成24年6月 三党合意（民主党、自由民主党、公明党）》

○民主党・自由民主党、公明党 『確認書 抜粋』

今後の公的年金制度、今後の後期高齢者医療制度にかかる改革については、あらかじめその内容等について三党間で合意に向けて協議する。

《平成24年8月 社会保障制度改革推進法成立》

○社会保障制度改革推進法のポイント

【目的】第1条

平成21年度税制改正法附則104条の規定の趣旨を踏まえて安定財源を確保しつつ受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るため、社会保障制度改革の基本的事項を定めるとともに、社会保障制度改革国民会議を設置すること等により、改革を総合的かつ集中的に推進

【基本的な考え方・国の責務】第2条～3条

社会保障制度改革は、次の事項を基本として行う。国は、改革に関する施策の総合的策定と実施の責務

- ① 自助・共助・公助の最適な組合せ、家族相互・国民相互の助け合いの仕組みを通じて自立生活の実現を支援
- ② 機能の充実と重点化・効率化を同時に行い、負担の増大を抑制しつつ、持続可能な制度を実現
- ③ 年金・医療・介護は社会保障制度を基本とし、国・地方の負担は保険料負担の適正化に充てることを基本とする。
- ④ あらゆる世代が広く公平に負担を分かち合う観点等から、消費税・地方消費税収を充当

【改革の基本方針】第6条

政府は、高齢化の進展、高度な医療の普及等による医療費の増大が見込まれる中で、健康保険法国民健康保険法、その他法律に基づく医療保険制度に原則としてすべての国民が加入する仕組みを維持するとともに、次に掲げる措置その他必要な改革を行うものとする。

今後の高齢者医療制度については、状況等を踏まえ、必要に応じて、第9条に規定する社会保障制度改革国民会議において検討し、結論を得ること。

【社会保障制度改革推進会議】第9条～15条

社会保障・税一体改革大綱その他既往の方針のみにかかわらず幅広い観点に立って、基本的な考え方にのっとり、基本方針に基づいて改革を行うために必要な事項を審議するため、内閣に社会保障制度改革国民会議を設置

社会保障制度改革国民会議

【組織】

- ・委員20人以内をもって組織する。
- ・委員は、優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命
- ・委員は、国会議員を兼ねることを妨げない。
- ・国民会議に、会長を置き、委員の互選により選任する。
- ・会長は、国民会議の会務を総理する。
- ・委員は、非常勤とする。

※現在、15名で構成されている

【設置期限】

平成25年8月21日

【開催状況】

平成24年12月3日に1回目の会議が開催され、月2～4回のペースで開かれ、平成25年6月末時点で16回行われている。

【検討内容（高齢者医療制度に関するもの）】

第2回の会議（平成24年12月18日）において、医療・介護・年金・少子化対策の各分野におけるこれまでの取組みと課題について報告と意見交換が行われ、その中で、高齢者医療制度の今後のあり方については、まず制度の枠組みそのものの検討及び制度の枠組みにとらわれない課題（後期高齢者の支援金の保険者負担について）があるとされた。

○後期高齢者医療制度についての主な議論

- ・高齢者医療制度については、医療保険制度を持続可能にする観点から、現役世代が支えていくにはどうすればいいか議論すべき。
- ・後期高齢者医療制度については定着してきているが、広域連合では非効率な部分もある、後期高齢者医療制度も国保も都道府県単位で運営した方が効率的ではないか。
- ・高齢者医療制度は、結局、当事者（都道府県）が保険者を担ってくれるのかという問題ではないか。
- ・市町村国保では零細な保険者が増えていくので、高齢者医療制度のあり方は、地域保険のあり方・再編成と並行して議論すべき
- ・高齢者医療制度については、高齢者差別ではないという意識を共有しながら議論すべき。

※第10回の会議において、医療・介護分野における議論の整理が行われ、高齢者医療制度のあり方は、地域保険のあり方・再編成と並行して議論すべきと整理され、この点について、今後、議論する予定である。